

附加給付等

1 家族療養費附加金

(1) 支給要件

家族療養費附加金は、次に掲げるとおり、家族療養費が支給される場合の自己負担額や高額療養費が支給される場合の一部負担金の額等が一定額を超えるとときに支給されるものです。

ア 家族療養費を支給する場合等において、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除した額(高額療養費が支給される場合は、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該家族療養費の額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額。)が1件につき25,000円を超えるとき。

イ 合算高額療養費が支給される場合にあつては、一部負担金等世帯合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が1件につき50,000円を超えるとき。

ただし、いずれの場合にも、その超える金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族療養費については、支給しないとされています。

(2) 支給額

家族療養費附加金の支給額は、次に掲げる金額とされています。

(1) のアの場合 1件につき25,000円を超える金額に相当する額

(1) のイの場合 1件につき50,000円を超える金額に相当する額

2 家族訪問看護療養費附加金

(1) 支給要件

家族訪問看護療養費附加金は、家族訪問看護療養費を支給する場合等において、当該指定訪問看護に要する費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した額(高額療養費が支給される場合は、当該指定訪問看護に要する費用の額から当該家族訪問看護療養費の額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除した額。)が1件につき25,000円を超えるときに支給されるものです。

ただし、その超える金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費については、支給しないとされています。

(2) 支給額

家族訪問看護療養費附加金の支給額は、上記の1件につき25,000円を超える金額に相当する額とされています。

3 出産費附加金

(1) 支給要件

出産費附加金は、出産費を支給する場合に支給されるものです。

(2) 支給額

出産費附加金の支給額は、3万円とされています。

4 家族出産費附加金

(1) 支給要件

家族出産費附加金は、家族出産費を支給する場合に支給されるものです。

(2) 支給額

家族出産費附加金の支給額は、3万円とされています。

5 傷病手当金附加金

(1) 支給要件

傷病手当金附加金は、組合員が傷病手当金の支給を受けることができる場合において、傷病手当金の支給を受けることのできる期間経過後、当該傷病手当金に係る傷病と同一の傷病により勤務に服することができないときに支給されるものです。

ただし、その組合員が同一の傷病により休職処分を受け、その休職期間が通算して3年を経過したとき以後は、支給しないこととされています。

(2) 支給額及び支給期間

傷病手当金附加金の支給額は、傷病手当金の額に相当する額とされています。

また、支給期間については、傷病手当金の支給を受けることのできる期間を経過した日(同日において傷病手当金附加金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日)から通算して6月間とすることとされています。

(3) 支給の調整

傷病手当金附加金については、障害共済年金、退職老齢年金給付、障害一時金及び給料との間で、傷病手当金の調整の場合と同様の調整を行うこととされています。

5 災害見舞金附加金

(1) 支給要件

災害見舞金附加金は、次に掲げる場合に支給されるものです。

ア 災害見舞金を支給する場合

イ 災害見舞金を支給することとなる損害の程度にいたらない程度の損害があった場合で、その損害の程度が住居又は家財の5分の1以上の焼失又は滅失の程度である場合(これと同程度の損害を受けた場合を含みます。)

(2) 支給額

災害見舞金附加金の支給額は、次に掲げる金額とされています。

アの場合 災害見舞金の額の100分の60に相当する額

イの場合 給料の1月分に相当する金額に、一般職の職員である組合員については1.25、特別職の職員である組合員については1を乗じて得た額の100分の50に相当する金額

6 入院附加金

(1) 支給要件

入院附加金は、組合員が療養のため引き続き7日以上入院したときに支給されるものです。

(2) 支給額

入院附加金の支給額は、入院1日につき300円とされています。

7 結婚手当金

(1) 支給要件

結婚手当金は、組合員が婚姻したとき(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含みます。)に支給されるものです。

(2) 支給額

結婚手当金の支給額は、30,000円とされています。

8 一部負担金の額等の払戻し

(1) 概要

組合員は、療養の給付、保険外併用療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除きます。)、療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除きます。)及び訪問看護療養費の支給を受けた場合には、医療機関等の窓口で療養費の給付等に要する費用の一部を一部負担金として支払うこととされています。

一方、組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払ったことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で主務大臣の定めるものを行うことができるとされています。

この支払われた一部負担金について払戻すものが、「一部負担金の額等の払戻し」です。

(2) 払い戻しの要件及び額

ア 払い戻しの要件

一部負担金の額等の払戻しは、次に掲げるとおり、一部負担金の額等が一定額を超える場合に行うものとされています。

a 各診療月における療養の給付、保険外併用療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除きます。)、療養費(食事療養及び生活療養に係る部分を除きます。)及び訪問看護療養費(以下「療養の給付等」といいます。)に係る一部負担金の額等が1件につき25,000円を超えるとき。

b 高額療養費が支給される場合等にあつては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が1件につき25,000円を超えるとき。

c 合算高額療養費が支給される場合等にあつては、当該合算額から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が1件につき50,000円を超えるとき。

ただし、いずれの場合においても、その超える金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の一部負担金の額等については、払戻しを行わないとされています。

イ 払い戻しの額

一部負担金の額等の払戻しの額は、次に掲げる金額とされています。

- アの a の場合 1 件につき25,000円を超える金額に相当する額
- アの b の場合 1 件につき25,000円を超える金額に相当する額
- アの c の場合 1 件につき50,000円を超える金額に相当する額